

活動における注意事項

- ① 前橋市の施設や広報での周知等を行いたい場合は、
2ヶ月くらいの余裕を持って、一度事務局までご相談ください。
※各所管部署の状況等により希望に添えない場合があります。
- ② 冊子、チラシ、ポスターといった配布物、及び掲示物を用意する場合は
作成・発注前の段階で事務局へ内容の確認をして下さい。
- ③ キャラクターやインターネット上の画像・動画には著作権が存在します。
法律等で保護されており、おやみに使用することはできません。（官公庁の
キャラクター（ころとん等）にも著作権は存在します。）
- ④ 申請書や報告書の提出期限は必ず守るようにして下さい。
- ⑤ 公開プレゼンテーション後、交付決定通知を受け取るまでは活動に関係
する費用の支出を行うことはできません。（交付決定通知前に行った支出に
ついては負担金の対象経費とならず自費となります。）
- ⑥ 7月26日に採択団体へ向けた事前説明会を実施します。

審査委員会にて採択され、事業実施することとなった団体は出席して下さい
- ⑦ 11月8日に中間報告会を実施します。活動の進捗状況について
共有を図るために実施するので、出席して下さい。
- ⑧ 実績報告時の証拠書類は鮮明に日付と金額が分かるものを用意して
ください。鮮明でないものは対象経費とみなさない場合があります。